

薬師寺所蔵「休岡八幡宮遷宮記録」について（上）

及川亘

【史料解説】

薬師寺本坊所蔵の文書・記録類は一九八〇年より奈良文化財研究所と史料編纂所により共同で調査が行われてきた。宝物館に収藏される本坊所蔵の史料は、第一～二八函の木箱と第二九函と名付けた二十五の抽斗からなる箪笥、さらに四十箱あまりのボール箱に納められている。現在第二九函までの調書取りが終わりつつあり、ボール箱入りの史料の整理に取りかかっている。なお調書に基づく薬師寺所蔵史料の目録情報については、奈良文化財研究所のウェブサイト上の『薬師寺典籍文書データベース』によって順次公開されているので、そちらをご利用いただきたい。

このうち第二九函（箪笥）には主に近世の年預所の記録類が収められているが、そのほかにも目を引くものとして、永正十二年、大永五年、天文二十三年、寛永十七年、寛文十一年、享保三年、宝暦七年の休岡八幡宮の修造と遷宮、またはそれに伴う法会や芸能奉納（中世の薬師寺では「宮遷」と称している）に関する記録がある。薬師寺の南に位置する休岡八幡宮は、寛平年中に時の別当榮紹が勧請したと伝えられる。それ以後中世・近世を通じて薬師寺の鎮守として薬師寺と一体に運営されたので、その遷宮や改修も薬師寺の寺家を主体として遂行され、遷宮関係の記録も薬師寺本坊に残ることとなつた。

現在「八幡宮遷宮御修復古記入」と題した袋に一括して残されているのは、①「八幡宮御修復古記入」一冊（永正十二年）、

②「薬師寺八幡宮遷宮日記」一冊（大永五年）、③「八幡宮御遷宮日記」一冊（天文二十三年）、④「薬師寺八幡宮下遷宮之事」一冊（寛永十七年）、⑤「八幡宮上葺下遷宮之帳」（寛文十一年）、⑥「遷宮行烈次第」一冊（寛文十一年）、⑦「八幡宮上葺修復日記」一冊（享保三年）、⑧

「正遷宮之記」一冊（宝暦七年）、の計八冊の記録であるが、今回はそのうち十五～十六世紀の薬師寺僧、実専房経円の手になる①～③について紹介をしたい。これらの記録は『奈良六大寺大觀 薬師寺』（岩波書店、一九七〇年）の「八幡神社社殿」の解説にもその書名が見えるので、これまで全く存在を知られていなかつたものでもないが、中世後期における遷宮とそれに伴う法会・芸能の次第だけでなく、寺領への役の賦課のあり方など薬師寺と寺辺郷との関係や、個別の記事から寺僧の出自など、中世後期の薬師寺を取り巻く人間関係も知られるので、ここでは全文を翻刻することとした。

経円は文明十二年生まれ、没年不詳だが永禄十一年までは修二会記録に名前が登場するので、九十歳くらいまで長命を保つことになる。出自は今のところ不明であるが、明応十年から唐招提寺の白衣方に出向し、薬師寺帰寺後は享禄三年に五師、天文十六年に律師、天文十九年に權少

僧都と昇進し、天文二十二年には法印権大僧都にまでなった人物で、中世後期の薬師寺の寺僧としては最も高い位階に進んだ一人である。⁽¹⁾⁽²⁾

現在残している①～③は互いに筆跡も似ており、全て経円本人の手による原本と思われるが、その後の破損や欠損もあつたようで、それぞれ完全に原態を留めているものではない。また後に述べるよう、天文二十三年の宮遷の際には、大永五年の宮遷を記した②を参照したと見えて、②には上に引用した以外にも天文二十三年の追補・追記箇所が確認できる。その後延享一年・宝暦三年と数度にわたり整理された痕が見え、天保四年になつて清基という僧によつて一枚の袋にまとめられ、現在残されているまとまりが出来上がつた。

つぎに①～③それぞれについて概要を見ておく。

①は永正十二年の遷宮についての記録である。料紙は楮紙を用い、縦二九・〇纏・横一八・四纏、袋綴装で表紙・裏表紙共で三三丁、但し表紙・裏表紙は宝暦三年の後補である。本文は首部と末尾に欠損部分があるものと思われる。それ以外の錯簡等は特に認められない。

内容は大きく分けて、修造の奉行や大工・檜皮師の差配、資材の調達などに関する部分（一オ～九オ）、下遷宮に関する部分（一〇オ～一八ウ）、屋根の葺き替えなど実際の修造とその下行に関する部分（一九オ～二三ウ）、上遷宮と遷宮全体に関する部分（二四オ～二八ウ）、養天満宮の遷宮に関する部分（二九オ～三一ウ）の五つの部分からなる。上下遷宮の進行や行列の次第が具体的に知られるだけでなく、薬師寺領の寺辺郷には五条座・今在家座という二つの番匠座が存在して、薬師寺ならびに八幡宮の修造に関わっていたなど、この史料からのみ知られる事柄も含まれている。

②は永正十二年の遷宮に伴う宮遷法会・芸能奉納の記録⁽⁵⁾である。料紙は楮紙を用い、縦二八・六纏・横一八・五纏、袋綴装で表紙共二九丁、

表紙には宝暦三年の追記があるが、紙質からすると原表紙と考えて問題ない。第一三丁の裏には若干の擦れが見られるのと、第一四丁裏と第一五丁裏の紙背に、大永四年の塔婆作事に関する評定記録が残されているので、もともと第一三丁までを綴じて帳面にしてあつたものが、書き進めるうちに紙幅が足りなくなつて、その後の料紙をよそから転用して付け足したものだと分かる。

内容は主に宮遷の法会とそれに付随して奉納する延年の芸能次第であるが、寺辺郷民の行事への参加や役の負担も具体的に知ることができる。また後半の第二〇丁表以後には法会の際の表白文・諷誦文の文面が書き留めてあり、記主の関心の所在が伺える。先述したように、この部分は天文二十三年の際に参照されているが、その際に追記・補訂を行う過程で錯簡が生じたのか、第二五丁と第二六丁の接続がおかしく、第二六丁と第二七丁、第二七丁と第二八丁の接続にも疑いがある。但し、大永五年の元の状態を復原するだけの材料にかけるので、翻刻では現状のままとした。

③は天文十五年の遷宮に伴う宮遷法会・芸能奉納の記録である。料紙は楮紙を用い、縦二八・二纏・横一七・三纏、袋綴装で表紙・裏表紙共二四丁。但し表紙と裏表紙は地蔵院主の基範による延享二年の後補である。冒頭部分と末尾に消失が認められる。

内容は、前半に②より表白文・諷誦文を引き写した部分⁽⁷⁾があり、後半（第七丁以降）には法会・芸能の次第や下行物の収支が記される。第二三丁には「大永五年乙酉五月廿日八幡宮宮遷在之、其時日記ヲ以テ今度諸下行ニ支配在之、更以所背無之、今度之趣荒増記之、於向後も此日記面テ可有支配者也、養勝院経円権大僧都法印（花押）」とあつて、表白文・諷誦文だけでなく、全体にわたつて前回の大永五年の記録を参照したことが分かる。

以上、中世の休岡八幡宮の遷宮に関する記録は、永正十二年の遷宮とその宮遷法会に関するもの（①・②）と、天文十五年の遷宮に対応する宮遷法会に関するもの（③）とが残されているわけであるが、それぞれの遷宮の間は三十一年である。これらの前後の遷宮がいつかは定かではないが、永正十二年度の前回の遷宮に対する宮遷法会が明応元年であることからすると、永正十二年度の宮遷が行われた大永五年まで三十三年であり、概ね造替自体の間隔もその程度であつたと思われる。これは②・③の諷誦文に「毎迎卅余廻之星霜、新企土木之功、遂造替之儀式也」、②の第二二丁および③の第五丁」とあるのに準じており、中世後期の薬師寺の寺家が大和地域の過酷な戦禍に悩まされながらも、本来の式年による遷宮を維持しようと多大な努力を払っていたことが理解される。

註

- (1) 福持昌之「薬師寺寺僧のライフコース」（『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要』創刊号、二〇〇〇年）、及川「戦国期の薬師寺と唐招提寺」（勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』山川出版社、二〇〇四年）。
- (2) 経円は②「薬師寺八幡宮遷宮日記」（大永五年）の天文二十三年の追記部分に「遷宮今度迄第三度隨役畢、初度ハ十三歳、乱拍子、第二度者四十六歳、乱舞、第三度ハ七十五歳、乱舞、実專房法印経円、薬師寺養勝院之住」と記しており、八幡宮の遷宮には三度あつていることが分かる。ここにいう第一度は大永五年、第三度は天文二十三年を指すと考えられるが、大永五年の②と天文二十三年の③は遷宮の作事そのものの記録ではなく、「宮遷」すなわち遷宮後に執り行われる法会・芸能奉納の記録であることから考えると、「役に隨」つたというのも宮遷の法会・芸能のことと指すことになる。初度に十三歳であったというのは明応元年のことと考えられるが、それは②の本文中に「先年明応元年十一月廿九日宮遷沙汰之時」（四ウ）や、「明応之旧記写之書之」（一三ウ）とあることか

(3) 養天満宮は薬師寺領五条郷の鎮守であり、戦国期薬師寺の寺家の財務記録である『上下公文所要録』にも修造の記事は見られるので、薬師寺が造替の責任を負っていたことが分かるが、今回八満宮の造替と同時に造替後の芸能奉納が行われることになった事情、またその記録が本引付に付属させられたこととなつた事情は不明である。

(4) 五条座は他に戦国期薬師寺の検断記録である『中下蘆検断之引付』の大永七年七月七日の条に現れるので、名称のみは知られている。ただそれがどのような性格の集団であるのかは不明のままで、座という呼称から一種の職能集団とのみ推測されていたわけであるが、本遷宮記録の記述とあわせて理解すれば、その性格がある程度明らかにできる。

『中下蘆検断之引付』の記事は、五条郷東在家の井戸替の際に、五条座の者が寺の仕丁を殺害した事件を記録している。この時は、寺家として当事者両人の住屋に放火するとともに、現場である五条郷に「尋使」と呼ばれる検断使を派遣した。尋使を遣わされると相当の饗應を要求されるため、五条郷としては、五条座の者と仕丁とが起こした事件であるからという理由で尋使の受け入れを拒んだ。最終的には寺家の命令により、五条郷と五条座の両方に尋使饗應の費用を供出させることとなつたが、この事件から五条座が薬師寺寺辺郷の五条郷とは区別され、その構成員も五条郷などの郷民とは異なり、一般の公事負担者は認識されていなかつたことが理解される（前掲註1の『寺院・検断・徳政』の用語編参考照）。

(5) ②の冒頭に「自甲_(永正十二年)成造替十二年日ニ修之」、後半の表白文を書き留めた中に「永正第十一_(テラシテ)曆遂造當於臼_(ヨコブンカヘ)ノ殿大呂_(オコラ)ニ八之天、勧ム神幸_(ヲコラニ)於神祠_(シモニ)、自爾以來庶務急忙_(ホトリニ)、未致報賽、居諸莊再既多歲、然間當大永五年乙酉撰仲冬之良辰、開仁王講肆於瑞籬之邊_(ホトリニ)、捧般若法味於松塙之砌」_(ホトリニ)とあるので、永正十二年の造替後に行うべき法会・芸能奉納が大永五年にまで事情により延びていたことが分かる。

(6) 管見の限り他に関連史料も見当たらないので、具体的な作事の内容は

明らかではない。また現在紙背に残されているのが、評定記録の全体なのか、それとも冒頭部分だけなのかも判断できないが、参考のために全文の翻刻を付しておく。

(一四二紙背)

大永二二年甲申一月日

塔婆奉行衆評定引付

薬師寺

(一五九紙背)

大永二二年一月一四日奉行衆評定云、

一塔婆作事来十六日仁可有始行之旨一決了、

一同為祈禱荒神供可有沙汰之旨評定了、

一江州江可被遣使僧并牛玉壇供之旨評定了、

一千部法花勸進而可有沙汰之旨評定了、

一処々江勸進坐被遣者各書狀於可被遣之旨評定了、

ここから作事の差配をする「塔婆奉行」の職責には、無事の竣工を祈願するための祈祷の差配や、資金の調達まで含まれていることが分かる。

中世後期の薬師寺では、一般に伽藍の修繕経費は経常収入の中の五月会錢などから支出するようであるが、天文八年の勘定集会では、東塔の修理のために反錢の徵収を決定し、反錢の奉行人のほかに、「塔之奉行」を臨時に選定している（『上下公文所要録』一六〇）ので、臨時の反錢賦課や勧進に頼らなければならないような大規模な修造には、「塔之奉行」・

「塔婆奉行」などの名称で臨時の奉行を選定したものと考えておきたい。

この部分に②とほぼ同文で「天文第十五曆而遂造替於旧殿、トケ
キチニ
十二月異名大呂十
九之天、勸神幸於新祠、自爾以來庶務怠忙未致報賽、居諸在再
既多歲、然間當天文廿三年甲寅黃鐘廿一日撰仲冬之良辰、開仁王講肆
於瑞籬之邊、ホトリニ
サクノノ捧般若法味於松塙之砌、」とあって、これが天文十五
年の造替に対応したものであることが分かる。

凡例

一漢字は原則として常用漢字を用いたが、一部正字も用いた。また変体仮名は現代の仮名に改めた。

一本文は追込みとしたが、行変りは「」で表し、丁変りは該当箇所に丁数・表裏を傍注した。

一表紙・付箋・押紙・異筆等は「」内に記して本文と区別し、（）で傍注した。

一校訂注は「」で傍注した。

一虫損等により判読できない箇所は□で表した。

一本文中に適宜読点・並列点を加えた。

【史料本文】

①永正十二年八幡宮遷宮引付
〔表紙〕式帖之内

永正十二年(嘉慶月十四日上遷宮、
宝應三年癸酉年迄百二十五年成也、養勝院)

檜皮師并大工等之遣方奉行兩人御かんな陳ツ、ミ等之事下行之事

八幡宮御遷宮上遷宮之引付

付、亥極月三日養天満宮下上遷宮供養法事之事

経円得業」

一奉行者寺僧衆六番仁ヲリテ沙汰、但一蘗・二蘗者/随意之間除之、床敷セラル只前者、大湯屋ニテ檜皮ソロエ/サセラル云々、今度者講師坊ニテ沙汰之、留主坊主禪宗房ト云人居住了、

一南方之檜皮大工、今度興福寺尊教院ヨリ買得了、/壳券等被渡了、仍寺家代官ハナラユルキ彦四郎/ト云物ニ彼沙汰了、此度計之書状ヲ致了、於以後者、/誰人成共寺家之可為随意旨堅申定了、

一南方之宿今在家四郎二郎方、北方之宿同養天満庵室、宿所者両方共

二檜皮師方ヨリ劬勞了、

一檜皮ソロエル所之職人不可宿之、奉行ヨリ外他人ニ/不可被存知、今度者不入取ノ檜皮師端之講師坊ニ/置了、仍檜皮以下多失墜了云々、

一彦四郎男檜皮五百皮分悉當ヲ出了、其通用意之處仁、/不足之間忽百皮出了、仍六百皮余入了、代物者於/一駄五百五十文或六百文ツ、二出之、何も隨分之檜皮也、

一檜皮師作料別金伏壹斗宛、但五日一度ツ、/別硯酒トテ一升ツ、人別下行之、此外大工者/日別一升ツ、下行在之、然共寺家之代官彦四郎方ヘハ/下行無之、如此別硯酒トテ下行アレトモ、奉行衆等/風防之次ニハ細々一献サセラレ畢、是者只時奉行/之意得也、非定例、一檜皮師兼日ニ八幡之水垣之内入而、丈ヲ打其/覺悟致了、先規如此、

一杉樽、
一真木樽、

一真木曾木一駄八百枚、代物壹貫六百文、本社御後/蓋檜皮ニマセテ葺了、先年者真木樽ヲ以テ被/葺、今度者真木曾木計也、

一真木瓦板七枚中門之料、此内一枚者同破風、代物六百文ツ、/長九尺、アツサ二寸、広一尺、フシナシ、

一真木板無節四十枚、水垣松童子等之御蓋之料、

一長六尺五寸、アツサ一寸五分、広一尺、代物百六十文ツ、

一八支木六本歟、代物三百五十文ツ、

一真木柱二本、檜皮トメカワ之料、五寸四方、長六尺、代物四百文ツ、

一二百五十文ツ、

一真木ヲカ板五十枚、代物八十文ツ、御殿裏板以下ニ打ヨリテカワル

ヘシ、/今度者ヲシコメテ詫候間、せ板多ク在之、無用也、

一マサ柱四本、御殿大床之柱之料、五寸四方、長一丈三尺ニ/アツラエル、一尺ハカリアマル、無用之事也、代二貫文、此柱/先度者不替歟、

一三支料、五支、所之料、代物二百五十文ツ、

一二支料、四支料、合八支、東院ヨリ請取了、

一ケタ木四支、自東院請取了、

一当山檜木大小四五本切テ、脇御殿破風以下/諸刃遣之、

一御殿之後、枯タル檜木之大ナル一本アリ、ナラシテ板ニ/引テ、御殿之大床ニ敷之、

一御殿大床之柱旧四か内、三本者引ワリテ御殿之料遣、/一本者神主方へ渡之、定非例歟、今度者/如此沙汰了、

一水垣之蓋之旧板ニテ、同水垣之下之ハタ板是取替、又/旧ハタ板ヲハ端々神主方へ渡之、

一中門之戸新造之、但上連子者旧者也、鳩モ少々新造、/中門之戸ニク

ル、始今度沙汰也、

一水垣格子四間分新造之、蓋者悉以新造也、蓋二ハ墨之上三ノ^(進)エノ油ヲ引、一升用意了、私之物ニヒカセ了、

一樓門之格子当山之木ニテ沙汰、番匠卅日手間ナリ、作料廿日分束院坊主順觀房五師寄進也、十日之作料者/^(五才)十輪院坊主慣了房五師寄進也、又キノ上ノ格子者/水垣之旧格子也、

一番匠方之作事六月廿三日ヨリ始之、時之大工今在家三郎次郎男、棟梁同太郎三郎男、番匠人數都合六百六十一人歟、

一番匠之作料日別金伏壹斗宛也、但五日一度別硯酒トテ/同升一升宛下行也、時大工者二升下行之、

一番匠座中人數廿八人在之、他所之座中モ公事以下如當所沙汰了、仍各出仕了、

一御殿清鉋事、先規者四人也、今度者一人ノ沙汰了、裝束者立烏帽子・淨衣・覆面・白タヒ・手袋等在之、仍/覆面・手袋之紙者厚紙一帖下

行アリ、□ツキノ布/一端百五十文ツ、ノ布也、鉋之代貳百文ツ、兩人ニ下行、/一人者時之大工、一人者/權大工也、但正權之大工共今

/在家座ニ在之者、權大工分者五条座ヨリ可出、若五条/座ニ又正權之大工在之者、權大工分者今在家ヨリ可出、何も兩座ヨリ一人ツ、

可出罷也、今度者大工者/^(六才)今在家座三郎二郎男、權者五条座四郎次郎男也、

一清鉋之次第者、兩人正面ヨリ本社ニ入テ、奥ヨリ/懸テ口立出了、其後一人ツ、脇之御殿ニ入、奥ヨリ/カクル、番匠方ハ作料分壹斗ツ、

下行也、別而下行無之、大工者北方、權者南方ヲカクル、

一清鉋之日者、番匠別火ニテ罷出了、

一番匠之作事者南之御廊ニテ在之、檜皮師者/北御廊之サエヨリ東ニ居、奉行衆者北御廊南ニ出仕在之、毎朝西院/六ヲ定量ニ各々出仕也、

仍諸職人等各々早参也、

一奉行衆者三輩ヲ五番ニヲリテ六人ツ、之出仕也、/但少学頭者毎日出仕定番也、

一御殿之瓦、於莊嚴仮屋被作了、土者柴之辻之土也、/卯月廿六日ヨリ作了、

一瓦^(七才)鎌者參籠坊南方ニテ燒了、

一柴^(七才)之瓦^(下同)、當山之枝端々并寺中之木之枝等沙汰也、鐘樓工入了、/一鎌ニ柴廿余、ワリ木廿計宛入了、^(先度者奉行ヲ申付了、今度者無之、仍柴多入了、)

一瓦作、日別六升五合宛下行也、但五日一度之別硯酒トテ/人別一升宛下行也、當日之出仕ヘハカリノ下行也、

一鎌帷布一端、代百五十文ニテ買了、下行之、

一祝一獻之代、三斗下行、御殿之瓦被作事、今度始也歟、仍先規其跡不知之、依申如形下行也、

一鎌燒始時、^(神道)三木一鎌子下行、

一瓦^(七才)燒ニハ夜之作料モ如意下行、其外買夫一人ソヘ了、

一瓦作方入物事、

布キレ カウムキ 船板一ツホ^(松イタ) 瓦形者/^(尻江田)シリエタヨリ持來、

敷延以下用意了、

一御殿之瓦事、

フスマ瓦^(金) 百十枚 軒瓦二百卅枚

面戸瓦^(八才) 二百枚

二百卅枚 平瓦四百五十枚

合千二百廿六枚歟、

此内少者余算アリ、

一御殿御後築地之蓋瓦事、

平瓦 千二百枚

丸瓦六百枚

金算瓦

平瓦

二百枚

九瓦三百枚

一樓門敷瓦

二百枚

都合三千七百廿六枚歟、

一御殿後築地蓋東方分一向曾木也、今度瓦被作以次彼蓋ヲ瓦ニテ葺了、
一柴其外少々之物共大鐘樓江入了、

一足シロノ才木等奈良ニテ買了、先年者足代之才木等當所ニテ借用ノ
其沙汰アル由申、然共今度者可然ノ才木等無之間買了、

一足シロノ才木・竹等檜皮師一円切盜、過分事共也、於以後者足シロ
之木・竹・カスカ斗以下、兩棟梁三可被渡之者歟、「鎌^{ハサウエイ}」
一招提寺長老荒神供兩三日彼寺ニテ沙汰、吉日等自是被申了、供物之
代壹貢文、施物同/壹貢文、合貢文、年預方へ渡之、使仕丁広次
ノ今度者十月十八日ヨリ三日始行之、長老方ヨリ結願以後卷數等被遣
了、使中間奄春之物來、

(九瓦、白紙)

一下遷宮并軒付・軒切・棟墨・上遷宮吉日一度仁ノ幸徳井へ回了、使順
識承仕、百文上了、

一定日在之、西院當行衆方并招提寺長老方へ定日ノ之事申送、當行衆者
七日之別火、西院之南北之門ニ高尻日ヲ引之、長老方ニモ別而可有
其寛悟也、

一遷殿之煤^{スズ}拂^{ハライ}當行衆之役也、為風防瓶子一并ノ兩種如形相調遣之了、
先年之日記ニハ風防之代ノ百五十文下行ト見タリ、然共御瓶子ヲ被下
タリト覺^ヒ由^ヒ西院坊主被申間、今度者如此沙汰了、

一簾六間神主方へ下行、五間者御遷殿ニ被懸^{スル}之、一間者正面之戸ニ被
懸了、此等之莊者神主与ノ神人之沙汰也、風防少下行有之、
一御遷殿西方ヲハ薦^{コキ}ヲ以テ掩^{スル}、階江者後門ノ西戸ノスク床之ノ端ヨリ橋
ヲ懸ル^{玄^{コキ}ニ同^ミモ}二新薦^{コモ}ヲ敷了、薦ト簾トハ^{スル}神主拜領也、掩之道具者悉
以寺家之也、

一遷殿之御輿者クラカケニアリテ、其上ニ居申、十九所同ノ事也、
一階之下ヲモ拵切テ人ヲ不入、薬師經等之出仕、上葉衆以下後戸ヨリ
在之、

一下遷宮之路次等掃地、下臘分之沙汰也、夜陰傳教院ノ之人夫、惣郷ニ
辺之終、三辺之コクチニ出了、

一柱松等用意、下臘分奉行也、柴机以下之物、少学ノ頭方ヨリ用意シテ
出了、講師坊ニテイワセラレ了、

一繩者地下ヲ勧進也、先度モ勧進之跡アル間、今度モ沙汰也、

一下臘分方之人夫、硯酒等之代五貫余之入目歟、

一下遷宮以前、金堂八幡ニテ一万巻心経等祈祷有之、

一柱松者先規者少学頭之許ニテ用意セラル、間、柴以下ノ被買畢、旧物
申、然共今度者下臘分之沙汰也、

一下遷宮之定日、兼日ニ地下江下知有之、白人之神人者各々前二日

之請進也、仍為寛悟也、

一神主者前七日金堂參籠有而堂内不出候、別火也、私坊へ罷被出候事
無之、中綱部屋ニテ世事有之、

一下遷宮之夜、招提寺長老六之過程仁ノ金堂の大床ニ迄出仕有而、少学頭
之方ヘ安内アリ、少学頭同道致而遷殿灑水在之、其後八幡宮之北之
御廊仁隠ノ密之儀ニテ入御、長老者香之衣・香袈裟・侍者四人、
此外灑水持之沙弥一人、行者等在之、行燈被持了、長老者ノ乗物ニテ
出仕有、講堂後之時分迄乗物歟、

一行列之衆、児・裏頭者樓門之外仁東上ニ立了、今度者西上ニ立了、
越度也云々、學衆者正面之北脇、堂方者南脇也、ソレヨリ次第ニ白
人神人以下如旧記西仁座烈了、

一柱松樓門之外仁右左ニ立、西鳥居ヨリ内以上六本立、路次之ノ松何も
右左ニ立了、八幡之前ノト金堂之御後門之松ト者、余之ヨリモ一段

大ニウツクシクイワセラレ畢、此両所者／自前火付間、余算之松用意

アリテ立被替了、

一御行之路次之事、樓門ヨリ西鳥居二出テ宮之岡ヲ北エ／行、弁才天之

角ヨリ東ニ行テ南大門二入、中門之前／ヲ西エ行、道馬之角ヨリ北エ

西之廻廊ヲ行、西南之門／之道リヲ東エ行、講堂之西ノ壇之道リヨリ

スクニ金堂之／□後門之西之戸ヨリ入テ階ニ上申、

一行烈路次悉以二行也、

一灑水之施物下・上遷宮壹貫文ヅ、兩度合貳貫文也、／先年者一度ニ

施物被送ト見タリ、今度者其刻廳而送／之了、返事箱入了、

一下遷宮十月廿六日亥時也、以外之大雨降畢、神主／之伯母播州ニテ他

界ノスルヲ無存知而、其沙汰被致候間、／併此故かと後ニ申驚了、仍

院宣申、除服而御供之／役沙汰也、

一檜皮師与三郎當年八月迄親服者也、檜皮以下／綺事不叶間、院宣ヲ申

致了、

一下遷宮之夜者、少學頭者重衣二打懸袈裟、僮僕兩／三人行燈持了、仕

丁一人召具、行烈之次第等以旧／記下知了、其外知音之方／兩人申進、

以旧記西／鳥居辺ニ進而行烈之次第交合之了、少學頭者／樓門之下ニ

進、行烈之次第見之了、

一御輿之莊者一円神主之沙汰也、錦三丈五尺タカハカリ／アツカミ三帖

下行了、錦者五十文切也、奈良ニテ逃了、／任先規如此下行也、然共

錦少不足之様ニ見了、御輿之御蓋ハ／玉計ニテ一向無之、蓋モ錦アル

ヘキカトノ云々、

一御輿者金堂ヨリ當行衆カキテ御廊之北戸ヨリ入、／宝前ニ居申、其ヨ

リ者神人之沙汰也、

一神主蠟燭ヲ燈テ御殿之内入、被調了、

一五〇
兩殿之十九所者神主前ヨリ紙ヲ以テ裏、用意シテ置被／申了、是者權

神主之役也、今度者權無間、正神主沙汰也、

一下遷宮之次第、先南ミ十九所ヲ出被申、神人請取申、／中門之南脇ニ

机置テ其上居申、次北十九所出被／申、同神人請取申、中門之北脇ニ

是机ヲ置テ其上ニ居／申、是者權神主之役也云々、今度者權神主無之間、正神主／沙汰也、次本社ニ入テ御神ヲ御輿ニ写被申、中門之／前

仁西エ向申テ鞍懸之上ニ居申、今度者大雨降間、／十九所ヲハ樓門之

下迄出而居申、事調テ後、御輿／御前ニ向テ長老灑水有之、次御行

一御行之路次新薦被敷了、今度者百枚之用意也、／只前之旧記キウキ云、新薦

少々用意有之、仍上遷宮之時者少々／用意也、神主之拝領也、

一赤衣之仕丁兩人、是御前也、樓門之兩之脇石壇之上ニ立了、／御行之

時分、ヲウト云テ二行二行烈之前ヲ西エサカリ行、

一下遷宮以前ニ南大門ニテ蜂起有之、

一六〇
下遷宮行烈之次第

第一番之前 御前仕丁兩人右一萬共着茅輪、赤衣、

次 净衣仕丁 左右

次 衣中綱 左右

次 法服中綱白毛五帖表裏 条

次 三綱法服・平袈裟僮僕一人張燈持之 左右

次 白人神人 一ツ二行

次 次 八人 一ツ二行

次 次 八人 一ツ二行

次 次 八人 一ツ二行

次 次 八人 一ツ二行

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|---|---|--|--|--|--|---|---|--|--|--|--|
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | | | | |
| 中ラ行、 灑水 ^{中ヲ行、} 招提寺之長老伴僧四人左右 | 七条之袈裟着之二行ニワキヲ行、 | 神主 ^{中ヲ行、} 權神王 ^{中ヲ行、} 着茅輪、 ^{今度者無之、} | 神主 ^{中ヲ行、} 權神王 ^{中ヲ行、} 着茅輪、 ^{今度者無之、} | 御輿 ^{中ヲ行、} 當行衆上四人メ力ク、 ^{内良房} 白五帖、 ^{内教房} 淨春房 ^{春賢房} 十九所 ^{三枚} 右三枚 ^{榮禪房} 先規者四人今度者一人也、 ^{當行衆之末重衣} 成業衆 ^{白上衆} 次第二前二行、 ^{左二立、北師者} 鈍色・白五帖 ^{但各々張燈、} 大以上衆 ^{白上衆次第二前二行、} 鈍色・白五帖 ^{左二立、南、端張燈、} 右三立、南、 ^{堂方者脣甲、} | 御輿 ^{中ヲ行、} 當行衆上四人メ力ク、 ^{内良房} 白五帖、 ^{内教房} 淨春房 ^{春賢房} 十九所 ^{三枚} 右三枚 ^{榮禪房} 先規者四人今度者一人也、 ^{當行衆之末重衣} 成業衆 ^{白上衆} 次第二前二行、 ^{左二立、北師者} 鈍色・白五帖 ^{但各々張燈、} 大以上衆 ^{白上衆次第二前二行、} 鈍色・白五帖 ^{左二立、南、端張燈、} 右三立、南、 ^{堂方者脣甲、} | 御輿 ^{ヨリ前者路上、} 御輿 ^{ヨリ跡者前力上也、} 何も御輿ニ近ラ上リトス 云々、 | 御輿 ^{ヨリ前者路上、} 御輿 ^{ヨリ跡者前力上也、} 何も御輿ニ近ラ上リトス 云々、 | 御輿 ^{ニ上衆者、} 黄衣之神人、 ^{御輿之役者、} 十九所之役者、 ^{正・權神主等也、} 少學頭者 ^{堂内二人、} 下地了、 ^{一階ニハ蝶燭^{ラバツク}二行ニ立、柱ニハ燈熾^{トウガイ}ヲ打テ火燭ス、} 北戸之ソトニモ ^{ノ二行ニ燭、} | 御輿 ^{ニ上衆者、} 黄衣之神人、 ^{御輿之役者、} 十九所之役者、 ^{正・權神主等也、} 少學頭者 ^{堂内二人、} 下地了、 ^{一階ニハ蝶燭^{ラバツク}二行ニ立、柱ニハ燈熾^{トウガイ}ヲ打テ火燭ス、} 北戸之ソトニモ ^{ノ二行ニ燭、} | 御輿 ^{ナテ以後各々退散、} 但中下ancock之衆者中門辺ニテ/又蜂起有之、 ^ソ レヨリ退散了、 ^一 | 御輿 ^{ナテ以後各々退散、} 但中下ancock之衆者中門辺ニテ/又蜂起有之、 ^ソ レヨリ退散了、 ^一 | 御輿 ^{ナテ御供備之、} 神主方ヨリ、 ^一 | 御輿 ^{ナテ御供備之、} 神主・神人一ancock・ ^{二 Hancock迄之役也、} ^(二八〇) |

仕有之、御神樂も爰ニテ有、御廊之通也、
一下遷宮ヨリ上遷宮迄毎日廿一卷之心経有之、兩/_{トヨリ}座西院之五ヲ定之出
仕也、於少學頭毎日無闕所出仕致了、
一下・上遷宮之間、毎日洗米之神供金伏一升宛下行也、神主之沙汰也、
御神樂之三木者各々以魂志被參、但闕所之時者神主/_{トシ}方ヨリ被申少分
之札下行也、仍御神樂一日モ闕所無之、/雖モス先規ハテノニ依少儀内儀申合
如此下行也、

一学衆方之裏頭者、後門之道、南上ニ西向立、堂方之裏/頭者、西之方
一下・上遷宮之夜者、番匠一・二人召具、自然為俄所用也、
軒付事、十一月六日巳午之時、兩大工折鳥帽子・/_{トヨリ}上下ニテ出仕了、
惣奉行衆無出仕者、當日迄奉行衆也、

一祝料之事、金伏三斗兩大工二渡之、
何も散賣升ツ、三木之酒、跳子ソ、此ハ旧記ニハ無之、然英座中一献程下行也、

一軒切・祝料事、壹貫文兩大工方へ下行為マヲ了、

真麻三把之代六百文下行、合壹貫六百文下行也、何も任先規、

一南方寺家大工分、此内ヨリ貳百文彦四郎上了、今度ハ/彦四郎私曲ニ
ヨツテ如此減少シテ上了、於後代者可被/意得者也、北之大工取程可
被取事也、

(二九九)一ソロエ檜皮・樽・カンキ何も半分ツ、兩大工葺畢、南/之脇御殿者寺家代官彥
四郎方葺了、北之脇御殿者/与三郎方葺了、

一本社御蓋正面ヲ分テ半分ツ、兩大工葺畢、南/之脇御殿者寺家代官彥
四郎方葺了、北之脇御殿者/与三郎方葺了、

一不付金針奉行事、越度候由申、何方にも被付者也云々、

一檜皮師共奉行之前ヲハキモノヲハキ、或者樽ヲ以テ/_{トヨリ}ホクリヲ作ハキ
ナトル事、言語道断之緩急条各々/腹立也、仍兩大工ヲ召寄、堅可
有停止旨加下知了、/自其シテハ一向ニハキモノ・ホクリ等ハク事無
之、

一 檜皮師針大少用意也、三寸之竹針百文宛貳千五百ツ、／買了、当所之物共作之壳了、少針者檜皮師本ヲ／出テ爰ニテ跳了、百文ニ八升ツ、
買之、取不入如此買了、／百文宛ニ壹斗ツ、壳歟、金伏二升、
一竹之少針者寺類兩座・中綱・神主・神人各々／金伏三升宛勧進也、竹ヲハ寺家ヨリクハル、悉以／沙汰也、或代錢ニテ出人モアリ、
一御棟裹事、

十一月十二日辰時、兩座出仕如常、各々仮衣也、當座之一獻在之、／
昔者字衆計一獻アリト旧記ニ見タリ、今度者兩座在之、／取希ニテ沙汰之、中綱一兩人罷出拝膳了、
一神主者淨衣ニテ南御廊東ヨリ二間目ニ出仕アリ、神人等同／罷出了、
同一獻在之、

一 檜皮師兩大工者立烏帽子ニ淨衣・襪ニテ出仕、座中者／悉上下ニ折烏帽子ニテ出仕、自樓門入テ北御廊三間之分ニ／座烈了、
一棟之樋者同時ニ沙汰也、兩大工沙汰之、

一棟之祝料伍貫文、本社ニ三貫文、脇御殿ニ壹貫文／ツ、懸了、
一同一獻之代トテ一貫文檜皮師兩座中ヘ下行也、當社ニテワ一獻無之、
一馬三疋兩座之大工方へ引之、壹疋之代五百文ツ、私之屋トニテ沙汰之、仍七百／五十文与
三郎方へ渡了、彦四郎方者大工寺家之所持ナル間、料／足者七百五十文之分寺へ取了、然共折紙ヲハ當座ノ入目ニ出／可給由彦四郎申間、不出了、

一棟裹之時、土袋トテ布一端ヲ出由檜皮師申、然共旧記ニ／不見間、不出之、如常ナワカル怪氣コニテ沙汰了、
一棟ヲハ十二月六日ニ仕事之アカル時、棟裹祝言者同十二日ニ沙汰也、然共今日モ作料者如常壹斗宛人別下行也、
一棟之祝言成就在之、檜皮師方之一献者屋トエ罷返沙汰也、
一棟裹買物之事、

一善綱之布三端四百五十文タダ、前ノ日記ニハ七反トアリ、今度者応永ノ之任旧記如此沙汰也、後筆「彼旧記者焼失之時日記アリ、仍以後者其意得ラルヘシ」善綱ミシカシトノ沙汰也、樓門之内ニアリ、
一御幣串ニハ松板ヲ引テ沙汰了、只前者真木ウラ木ニテ沙汰歟、
一餅スエル板九枚、松板ニテ沙汰了、三キリ、足ニハ杉樽也、
一小ヲシキ 一束廿文 大ヲシキ 三テウ 十五文、
一コフ・カケクリ・カキ一連、常用寺類中ニ、
一布二タン・上莊一枚、兩人之ヒサツキ之料、
一真麻三把四百五十文ニテ買了、兩人ニ下行、御幣之料、
一コウシ五テウ、兩大方へ下行、御幣ノ料、
一散米ノ為木サヰト二、長全升ツ、入丁カシ桶先度者五用意ト見タリ、
木瓶子五エタ、ヒサケ提五エタ、
一餅、本社九枚三升ツ、ワキ脇御殿ニ升ツ、ノ餅十八枚、合／合八斗下行了、此内六斗三升者餅、折紙壹斗七升者雜用也、任先規下行也、阿定使沙汰了、今度者某代百文下行了、
一御棟裹之時祝料 北方与三郎上分記之了、今在家四郎次郎、壇口五郎兩人シテック
ヒサツキ丸 同延円 ヲカミ幣円
餅打敷布半分
餅半分 北方大工与三郎方へ以内義津領分相尋、為覺悟記之、
此分南方之大工モ寺家可上廻、寺ニ取不入間、如形／運上申了、
料足八百文トカミヘイ円ト、餅／一膳ト進上了、相残悉以可上由下知之所／兔角申間、其分ニテ無沙汰了、
一針大工方へ棟裹之時五百文折紙在之、淨衣ニテ／出仕アリ、

(二四〇) 八幡宮上遷宮行烈次第之事、十二月十四日亥時

御前仕丁兩人右一箇 各々着赤衣、

次 净衣仕丁 左右

次 衣中綱

左 右

次 法服中綱

五帖ゲサ

袈裟・白裳 左三箇・右二箇

次 三綱 法服・平袈裟

寺僕二人香直垂 帳灯持之、

次 白人神人

七条廿人シリエタニンセシナラスル、九条廿人観音寺一人

六条八人傳教院三人宿院一人

五条十人

今在家十人西大路・柳二ノキワノウ供也、

已上七十八人、各々左右行烈了、

一上遷宮之時、白人神人分悉タキマツヲ用意致、罷出了、／白人之神人

方へ之下行物者一切無之、鄉役ニ罷出了、講堂ノ未申之角ニカヽリヲ

焼了、タイマツニ火ヲトホスヘキ用也、

一七条之郷ヨリ始テ前工行、今在家者御輿ソイナリ、一アト也、

次 黄衣神人 御初共持之、各左右、

次 御幣持 神人一箇 着茅輪、中ヲ行、

次 氏人ウチナツ 伶人中殿行元、一人下向、淨衣、

次 權神主中ヲ行 着茅輪、今度者無之、

次 神主中ヲ行 着茅輪、七日別火、金堂ニテ沙汰了、

次 御輿中ヲ行 当行衆上四人如下遷宮次第、七日別火、西院ニテ沙汰之

十九所 当行衆二人、如下遷宮、

次 成業衆 鈍色・白五帖、但一箇者□□、白上衆次第二前工行、左、

次 大已上 鈍色・白五帖、但堂司者青甲、白上衆次第二前工行、右、

各帳燈被持之畢、

次 裹頭 左右次第無之、

各々樓門ヨリ上者不登、但役者上了、

一御輿納テ長老以下衆樓門被出、其ヨリ北工退出了、

一上遷宮以後、御輿金堂工當行衆カキテ行了、

百文当座之儀ニテ下行了、

一上遷宮下行物事、

五百文 御湯料

百五十文 神人中風防

御幣紙 二帖厚紙 代五十文

百五十文 御幣布一端之代

三百文 一箇・二箇仕丁茅輪代

百文 中綱中風防

布一丈 御殿ノコイ布ノ料

御駕巻 一帖

ラツソク

松童子上遷宮事、

御幣布一端 代百五十文

散米一升 百五十文

神人ヲ、イ布代

厚紙一帖 代廿五文

御殿丹 二ヌリノ事、

シリエタ瓦作、其外地下諸堂坊主、若惣之人タチ／カタラキテ沙汰了、

一二ワシリエタ山ニテ取テ焼了、シセンウステヒキ／絹ノサケヲフルイ

ニシテ、何モウツクシク沙汰了、

一御殿并壇以下石ハキ五俵、百十文ツ、歟、

一師子・コマ犬・サイシキ 五貫文此内ニテハト井御膳ノ

ケエノエマテ沙汰了、

興福寺ニテ借用、

〔三之〕舞台事、事闇間、大乘院殿ヨリ床四枚借用有テ、招提寺ノ講堂之床ヲ

下ニ敷テ、高乱ヲ上ニ置、地布与ノ水引トワ生馬ニテ少学頭被借畢、
依縁者有也、

一出仕人數之事、

慣了房僧都納・翠婆、於御廊草鞋、導師、淨觀房五師唄已下法服・青甲、西ノ座三付、

延觀房五師咒願西、

宗順房得業傳供伽陀、羅比香花雲、東座二付、

宗順房得業傳供伽陀、願以此功德、東座、

少學頭禪觀房西、

行觀房中庭、

深宗房西、

讀師淨春房大、

學專房中庭、

〔四之〕中庭、

梵音秉座、

散花東座、

〔四之〕中庭、

香呂箱持之、

時之公文次
會奉行公文經證、

親性房南御廊西座北端出仕、諸式之次第、

以承仕下知、是考先規ヨリ公文ノ座式也、

神主晴氏着衣冠、候社壇、

承仕二人明田人、中庭付衣白袴、今度者白袴不着之、無其謂歟、

〔四之〕表白者、先年明応元年子十一月廿九日宮遷沙汰之時、南都ノ興福寺東

一出仕僮僕等之事、

導師分 徒僧一人 力者一人 フタコ一人 走童一人
一誦師分 徒僧一人 力者一人 直垂着中間一人 又童子二人
一直垂着中間一人

一左右樂屋間二中門立之、黒木也、

〔五之〕衆都分之裏頭者始終中門ニ立、

兩日能開分、初日ハ北方次ニ一列ナリ、

一庭上北學衆若衆并兒裏頭立、

御廊南ヨリ三間目ノ柱ノ

通リヨリ西ヘ立烈東上ノ

一堂方者南方裏頭・兒已下西ヘ立烈、東上、

一小兒者衣不着之、納マテ也、タ、ミヲヒラスル、

一學衆方之兒・裏頭、兩三日共六人、但朝座之時七八人アリ、扇持之、

一小少人之事者坊役トシテ致畢一人ツ、出被申畢、十輪院・心藏院・地

藏院・唐院・美玉院・養勝院・阿弥陀院・常光院・角院

喜多院・行觀房・是者少人御座候間、不及是非被出了、糸ヨリ、新

殿・養德院

一少人ニハ各々扇代三十疋ツ、被送、但舞兒ニハ此外京扇/一本ツ、被

引畢、二百文ツ、ニテヲラセラル、見事也、

一烏帽子ノ帶与花杖ノ帶、懸木・葉杖迄、手袋、/タヒワ舞兒マテ下

行、葉杖ニハ無之、

一南御廊妻戸間・連子之間、二間分拵切テ招提寺長老等之/見物之座ニ

構之、御造宮之時灑水ニ長老ヲ請被申間、為其褒祿/只今見物之時被

請了、立文之状を年預方へ被遣了、今度者無長老間、可為/如何候や、

若衆被申事雖有之、任先規書状被遣了、則僧衆見物ニ被出了、/延年

之夜も能ニも同被出了、

一簡井殿異形ニテ延年ト能一日ト見物アリ、招提寺ノ次/一間拵切テ被

出畢、雖非先規、自簡井殿堂方へ被申/如此出仕アル間、其通ナリ、

今度初タル題目也、

一寺家ヨリ兩日共台已下ニテ樽被遣了、兩使節被出了、

一筒井殿夜坊者新殿也、雜用悉以筒井殿ヨリ/被持、寺家煩者樽之外ハ

一向入事無之、

一筒井殿夜坊者新殿也、雜用悉以筒井殿ヨリ/被持、寺家煩者樽之外ハ

大刀ヲハ社頭ヘ五月会之次ニ被收畢、

一法会出仕時分、已初点集会之鐘ヲツク、中門ノ前ニテ／悉集会、公文

一人者僮僕已下悉先前へ出仕、其後誦讀者二行ニ／僮僕ヲツレテ出仕、

其後色衆ハ次第二中門ヨリヒカウ／ニテ烈ヲ引、其次ニ直垂着中間一

所ニアリ、其次走童一所／ニ烈、自北御廊東戸入内着座、公文・誦師

同彼戸／ヨリ入テ南廊ニ着座、(鼻高) 法会ノ時刻、聴聞衆已下之故実ニチ 金をつくべき處如何

一夕座出仕、未貝ヨリ兒・裏頭已下御廊江出仕、但端々／庭上ニ立人毛

アリ、他寺之裏頭者專寺之衆ニ属シテ／被出了、衆都分ノ裏頭者他寺

之衆も中門ニ被立了、／第二日ハ廿一日、第三日ハ廿二日、猿樂見物

等皆以如此、

一舞樂及晚二者、立松可有之、二本ツ、然共今度ハ不立之、／今度者

両三日共天氣快善ニシテ諸式無事ナリ、／於諸事紛事一切無之、寺家

大慶此事也、

一朝座之時、中門ヨリ松童ノ辺迄者講讀者二行、自是者／學衆之分悉前

ヘ行、讀師者マチテ後陳也、悉以ヒカウヲハク、(七才)

一伶人方打物之事、四人奉物三十疋宛下行了、(望次第也、今度ハ長櫻鶴都之秘計ナリ)

一管絃者之事、先規者山寺之出仕雖有之、毎事大儀之間、／今度者伶人

衆沙汰之、奉物三十疋宛下行之、／雜用(少人方分五百文)

一納曾利・太平樂之少人奉物、各々一貫五百文宛下行之、／雜用(五百文)

疋、兵庫方へ被遣、一貫文、(管絃者ノ雜用八人分延年方之分也、神主方へ下行)

一延年同夜戌刻始之、

作仕丁五人(俄有分事)、三人出仕(有真觀源房)、(赤衣三立皇子、先年ハカフリナリ云々、如何、

中綱二人(披露金譲房)、制了觀房(白五帖)、ヒカウ兩人共同、(田中弁大衆延觀房五師)

阿弥陀院(新殿)、南殿(新殿)、覺延房(新殿)、

先規者七人、今度者五人、
火燒二人、觀蓮房五師、舜了房、ツリカ、リハ四アリ、

次寄樂

喜春樂破
黄錦調

打物四人

樂屋之北辺ニテ沙汰、

次僉議

延觀房五師
黃青樂

次披露中綱

行觀房制一人

次仮屋樂

海青樂
黄青樂

次詔物

暨房水坊、已上三尺ナラ衆

次中俱舍

宗琳房
中福

俱舍同乱舞

宗実房得業
カ、リ

次舞

觀性房
下福分

次舞

良宗房
中之

次舞

宗恩房
中福

次舞

舞セキ
實專房得業

次哥・ハヤシ、

一二番
カ、リヨリ

次哥・ハヤシ、

一二番
カ、リヨリ

次二番宗実房得業

はらへ月のひかりなりけり
さやか夜のころもの袖を雪かとて

次二番宗実房得業

ナラ衆
良宗房

次樂

千秋樂
中福

次朗詠

声明衆三人
ナラ衆

次白拍子

守寄殿
寒玉院息鼓打

次開口

一人
ウシ松
ナラ

次小音取

性順房五師
心藏院

次當弁

二番
模倣得業
英乘得業

次白拍子

藤寄殿
心藏院

次開口

一人
ウシ松
ナラ

次蓮事

実專房得業、宗実房得業、行觀房・了勤房
宗源房、學專房、深宗房、宗琳房

次悅天樂

哥物アツテ
模倣房

次大官一人

各大口、金乱カリキヌ
大官一人

次夫催

鶴寄殿
心藏院

次児徒

長寄殿
心藏院

次葉杖八人

禪榮房得業
心藏院

次風流

摩騰・法蘭漢書二來テ佛法ヲ弘廻
摩騰・法蘭漢書二來テ佛法ヲ弘廻

次唐モウス

良宗房
唐モウス、船人一人金乱ノワキツキ、舍利殿指出了、

風流之詞別紙アリ、

次カツキ物 ツル 一丈五尺 カメ ホラ 禪榮房得業請取ニテ被出了、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

次 太平樂二人 伶人 次 納曾利一人 伶人
次 殿押土 ミスラノツカラ□上、両ノ脇ニラツソクニ丁立、
〔九〇〕 次 韓神 付物在之、 次 亂拍子 松千代殿 角院
樂、催葉杖已下少人、各床ヲ廻テ其後／次第二仮屋二入テ各々退
延年方 出了、
一 楽屋之事、參籠坊東方築地之内三平ハリヲ／懸テ、戌亥ノ角ノ築地ヲ
〔崩〕 クヤシテ、其ヨリ出入、／両方ニシ、カキヲキ、テ、中門ノ後マテ
一マキ、／通ス、仍出入自在ニテ諸役者心安者也、
一葉杖・催・カツキ物已下、床ノ未申ノ角ヨリ出入、
一カ、リ如先規四ノ角ニ焼、ツリカコナリ、／二ハ寺門新坊ニテ借用、
二ハ筒井殿ニテ借用、
〔一〇九〕 火カコノ下ニ桶ヲホリコミテ水入置、今度者／桶ヲ不置、冬ノ事ナル
間クルシカラス、
一作仕丁ハ床ヨリ南方ニ北へ向テ東上ニ西へナラフ、
一弁大衆ハ北ノ方ニ南向テ東スエニナラフ、西ノ端ニ／會議出仕アリ、
床ノ戌亥角ノ時分ナリ、度之儀見ニクギ由ナラ衆被申了、 向後ハ東ノハシニテ可有食義、今
一僉議者絹ノ重衣ニ香ノ袈裟ニテ裹頭、東院殿ニテ備用、
一弁大衆者大口・スネアテ・タヒ・コテヲサス、具足是／ヲ着、上ニハ仮
衣ヲ着シテ、タマタスキ・袈裟者後工／ウチカクル、ヰキニテヒタイ
ヲユウ、ノトワアリ、／ナキナタノサヤヲハリテハムネヲヤル、シリ
アシタヲハク、／大カタナニタチヲハク、ミヤウリモ可然由被申了、曰後者如何、
一夫催者ナカキ鳥帽子ニツケヒン・ヒケ・ヒ大口ニ／金乱之・ツビ、刀
ハウチフクミ、キヤハン、タヒ、／タイマツヲ持、初度ハカリ、二辺
目ヨリハ扇ナリ、
一遊僧衆ハ悉上ノ袴ニ重衣、役者ハ悉下ウツヲハク、／諸衆裹頭、

一遊僧若音師範之事、実專房得業／宗実房得業・諸役者悉以專寺之衆
也、／他寺・異類ヲ使事無之、但名懸其外七大寺之／衆ニ於テハ、仕
丁・弁大衆ハ沙汰之、自余者不爾、
〔一一〇〕 一太平樂・納曾利者寺住之少人有之者可有沙汰、／今度者依無少人伶人
ヲヤトイ畢、以外大儀也、
一声明衆会所、茱園院三人下向、是モ寺ニ／躰アラハ可有沙汰、今度ハ
實專房ヨリ申調テ／両三人下向ナリ、不定ノ事也、必声明衆ヲ／ヨヒ
可下事ニテワ無之、隨意ノ事也、
一鼓打之事、當時寺ニ依無躰、寺門之鼓打ヲ／ヨヒ下畢、奉物三十疋ツ、
下行ナリ、但兼日／ヨリ度々於下向者、不可有其定、可依時宜也、／
今度者兩人下、弥六郎尺迦院ヨリ被申下、一人ハ／ウシ松ト申物、是
者実專房より被申下、使賢了房口入、
〔一一一〕 延年之夜集会所東院之堂、
一拍子合十六日ニアリ、是も東院堂ノ前ニ床ヲ／敷テアリ、仮屋者ナク
シテ正面ノ西ノ脇ニ／東向テ出仕、樂人少々下向、ツリカ、リニアリ、
一拍子合之夜も遊僧衆其外役者大都重衣／ナリ、頭ヲハ不裹、少人者大
口・カリキヌ、白拍子ハ／大口・長絹、兩人共ニ如此以外大應集ナリ、
式日ニ／不替ハシナリ、向後も可心得事也、
一式日之夜立松ノ事、
一西鳥居之内二本、北鳥居ト脇門トノ間ニ二本、／南大門之前一本、中
門ノ前ニ二本、東院之／大門前、門前二本、同門ノ内ニ一本、立松ヲ
／先規下藤分之雖為役、今度者不被経其沙汰／間、無力惣寺ヨリ沙汰
之了、
一伶人方裝束事、於別会之五師辺、自年預五師／以書状被借了、大鼓子
等同借用、納曾利／、太平樂之裝束同借用、
一法服、興福寺へ借被申處、寺門不出トテ不借／給、然其以内儀申出者

也、実專房ノ劬勞トシテ五具、
(二二)長懷僧都ノ御劬勞トシテ三具、其外
面々二劬勞也、

一中綱三人器用指、法服ノ袍ハ寺ヨリ被出了、
白モ袴・白五帖者自身
之劬勞ナリ、中綱者ノ相仙^{一萬}・觀美^{三萬}・賴真^{五萬}初日ハカリ、

一仕丁赤衣之事、初日朝座与夕座計ナリ、一萬ノ二萬迄、自余者白直
垂、本仕丁六人・器用指之ノ仕丁廿人、合廿六人、毎日一献之代三十
疋下行、
此内六十文ハ折腰^{ヒツヅケ}之代、
一乱拍子・白拍子ハ装束悉以宿坊ヨリ沙汰^{着之出}、其時分ニノ殿へ入了、

一殿者床ヨリ戊亥ノ方ヨリ押出、惣座中ノ番迄ノ罷出テ奉行、

一殿ノ用意者少学頭之許ニテ沙汰、山已下ノカサノリハ實專房得業沙汰

了、打敷、法花寺ニテ廿五枚、招提寺ニテ六枚、真善院ニテ三枚、

少学頭ノ許ヨリ四枚被出、合卅八枚、山ノシモニハノマクヲ引、

一中門者兼日ニ立之、西ハ樂屋ノ柱通、東ハ樂屋ノ柱ヨリ二三尺ハカ

リ出ル、中門ノ柱ヨリ東工ノ廣間一間ニ仮屋ヲ則時ニ立之、面モ廣間

三間ノナリ、中門トヒトツニスル間内モ廣シ、
(二二)斗カニモ庭ノ廣ヤウ

ニ仮屋ヲ可立ナリ、

一催兒之床廻様、初一返、次ニ葉杖同道而二返、
足踏ノ様寄欵之笏拍^{シャタク}子之頭ニテ踏也、児モ寄ノ謂口之内ニテ可詠、催初度之時、仮屋ニ向

テノ少鎧付在之、又向社壇同在之、三返目仁床之ノ自中時分西江下テ
乾江スチカ斗ニ行テ床木ニ着之、イカニモ胸ヲソラスヘシ、身ナリ
吉、

一伶人方様物之事、
明応之日記写之
舞樂左右分、合捨貫文下行、先規も如此、

今度も大方此通ナリ、

一貳貫五百文、横皮五之代下行、
(四)但大永五年乙酉遷宮
壹貫文住吉之伶人來間、織物ニ下行畢、可依時事也、

一六百六十文、粽之代下行、
ニモ依被申下行歟

以上、合拾四貫百六十文入了、
一神主方下行事、

初日之御供料三斗九升金伏、同御神樂料五斗金伏、

一第一日御供料五斗金伏、御神樂酒一斗五升、
代百四十文自堂家方沙汰之

一第三日御供三斗九升金伏、御神樂料五斗金伏、
代百四十文自鄉民中沙汰之、代錢壹貫文ニテ寺江運上スル、
料足ナリ、別ニ神主方へ下行者無之、

米ハカリナリ、

一貳貫文、神主粉骨分此訪之事、先規ノ無之間可為如何由、再三回答在
之、雖然康ノ正之遷宮之時有下行由、神主方之日記ニ見ユルノ間被下

行畢、今度も此通ニテ下行在之、

一樂所方雜事料合四石金伏定、此米事、
此度も応永ノ之旧記ハ三石トアル所ニ

一度四石由被申、無力下行了、

一金伏^{五才}会式日、日中代壹貫文、

一依雨降ニ一日延引之間、伶人方雜用料之分ニ貳貫文神主方へ下行了、

一度者雨不降間ノ下行無之、

一猿樂祿物之事、
已下明応之日記写之

初日廿一日貳十石^{西院長合定}、堂家方之沙汰而両ノ樂頭方へ被下行畢、

升事無先規間、猿樂雖免角申、
(二五)此度者兩行了、
西院ノ長合ニテ被下行了、

此外壹石酒肴料ニ被下行了、
両樂頭都合定ノ方各拾石五斗宛、自西院下行畢、懸物、
両座へ五貫百文同被懸、
両日合而事也、但可依時也、

一第一日廿二日二十貫文、鄉民之沙汰而両樂頭方へ出之、
此外懸物代八貫文出之、

已上、惣合廿九貫文自鄉取集、公文方へ運上加御供料定、以此

料足悉自寺支配也、

以上兩日長合定、

一郷民等料足出事、合貳十九貫三百文沙汰人方へ、地下長男取立上、
此内三百文者宿方へ下行。
猿樂方へ下行物也。

神主方 米一石三斗九升
酒一斗五升

(六〇) 五条 今在家 寺内 六条 西大路・柳

神主粉骨分 二貫文
同方 四石金伏

七条 尻江田 九条 觀音寺 已上、

同中代 一貫文
宿 八石

兩日共猿樂三ハ郷民庭上之南北ニ烏帽子・直垂ノ・少袖ヲ着之、長男

分如此、余座衆ハ少袖ニ上下ナリ、ヲ端々ツキ・スワウ之衆モアル歟、

一宿院・傳教院ハ棟別之事、依有申事出仕無之、

一五条座出仕可申由種々雖申事有之、如廿三日ノ可有沙汰由下知被加

了、仍彼時無出仕間不及力止畢、

瓶入紙子代一貫文

兵庫殿へ

児十三人扇代 三貫九百文

又扇代 五人一貫文

タヒ五束代 一貫文

伶人四人打物 一貫二百文

管絃者廿人 一貫八百文

納曾利・口樂 三貫文

少人雜用 五百文

管絃者雜用 一貫文

声明衆三人 九百文

ツ・ミウチ二人 六百文

仕丁廿六人 七貫八百文

一二鶴赤衣代 五六百文

伶人方 十貫文

ワウヒメ代 一貫五百文

同神人・住吉 一貫文

六百六文 延年代

百貫文ト三十石ト可入歟、

官邊方入用事、

」

(六一) 一棟別之事、一百九十五文宛出由申、此ハ棟之多少ニヨルヘキ事也、五
条座之棟別同出畢、七条ノ坊少路ノ者も出了、

一中綱方棟別之事者、任先規今度も不出之、

一禰宜并仕丁方者棟別悉以如余出畢、但/禰宜ニハ惣中ヘ五百文、烏帽
子ヲキセラレ畢、/先年者一貫文ト旧記ニ見申云々、神方三人在之、
言語道断之無人數珍事題目也、

一伶人之時舞台、六条・七条・九条三ヶ郷而取寄、返候時も同前、又
舞台カラム事者五条・今在家ノ兩所而沙汰之、破候時も同前、旧記見

了、
二七〇一公文之座敷者三ヶ日共南御廊ナリ、但今度ハ初日迄ナリ、隨意之事
歟、

一猿樂方ヨリ警固方ヘ禄物之内十分一可取由ノ申、及違乱間、自寺今在
家四郎二郎男・六条孫二郎ノ男以兩人宿等か前ヲ曇、沙汰人心得シテ
一石一貫文ノ下行了、此分ニテ無事ニ調畢、但此内長合六斗ハ両樂頭
トシテ出了、然自寺次之、

一宿等警固事、明応之旧記ニハ長合六石下行／ト見了、然共今度者種々
申間、沙汰人トシテニ石増テ／八石下行在之、具足ヲ着スル分卅余人

敗、隨分見事、

〔二七九〕猿樂第一日目ニ參籠坊丑寅ノ築地ノ角之／時分ヨリ、警固衆見物衆ノ内ヘ入テ、猿樂之舞台之南／ハツレヲ通テ猿樂入出ノ通ニ入畢、先年者此事ノハ無之由皆々申、今度者沙汰了、如何様是者具足ナト可見用

歟、懸推ナリ、

一三ヶ日之間、宿直社頭并中戸門辺ニ警固分／七百文下行、自反米方沙汰、

一仕丁惣中ヘ新酒之代三百文下行、第二日・第三日／同下行、

〔二八〇〕今度者合一貫文下行也、

一惣奉行之事、尚朝・昌懷・懷盛已上三人、

〔二八一〕葉杖之次第八少人之隨勢分ニ立烈ス、寺僧之／不依次第二ハ、

一客童勢分之事、前之夜八幡宮庭上悉同道／シテ見之、并葉杖所作之様

同意見申畢、夫催等同被出了、

一乱拍子・糸綺・葉杖等之烏帽子悉以寺家へ取、遊僧衆・諸役者エホ

シ皆以寺家エトル、

一先規会所雖有之、今度者シカ、シキ会所も無之、養勝院与宗実房

之得業ノ許トニテ隨思々稽古有之、

〔二八二〕少人イレモトイワ悉ミカキヅケナリ、少学頭之許ニテ用意、藤寄殿

ト云蓋處沙汰之、誰人ニテモ可隨時者也、不定事也、引物皆キリ百疋

下行、

一烏帽子已下用意、少学頭之許ニテ沙汰了、

一十九日之夜於南大門辺蜂起在之、僉議実專房得業、隨時沙汰之、延

年終テ又蜂起在之、今度者取乱、テ第三日猿樂畢已後在之、

一八幡宮御簾九間、自別當新造ニ御沙汰也、御簾替事ハ、毎度別当之御

役也云々、旧御簾者神主之拌領也、

一実專得業者依重服諸役不叶間、輪紙ヲ申合、除／服致其沙汰者也、当

月二除服有、其役ニ隨事ハ／不叶由、自寺家被仰間、前ノ月是申請者

也、別當天乘院殿より仰被調者也、惣而者除服者一貫／貳百文定之

由御定使申、然共今度者御博一荷京都／へも被遣歟、於私ニ者雖有其憚、自物寺如此預御沙汰者也、且其立有之者歟、

一松木ワリキ四十荷ハカリ用意ナリ、拍子合マテノタキ／木アリ、四ノ

力、リニ一所ニワリキ卅束宛、今度者／置太都アリ、拍子合之夜ハ力、

リ火合二、廿四五束入由、沙汰人被申、何もコエ松ヲマセテタク、

兼日ヨ／リ用意アリテ能々ホスヘシ、大悲山ヨリ出ルワリ木ヨキ由申

候、吉奉行人ヲ可被付也、肝要之事也、

〔二九〇〕若音師範之事、興福寺遊僧衆之内宗賢房ト云人、一国／之師範ヲ存ス

ル間、從龍下師範不申共、貳百疋之分可預御礼由内々雖被／申、於寺家更々無承引間、重而自衆中被付書狀子細依申分無治／定、仍自簡井

殿寺家之証拠若所持候哉由被尋間、宗円房自筆之／物并少学頭方之旧

記兩帖中下野公持參候處、披見之趣者、更以／師範之跡不見トテ、其

已後者被申事無之、一向無跡被申也、於諸役者更以学頭ナト申事無

之、寺家マ、ナリ、殊先年／宗円房懸僧都ニ申下、遊僧若音等之舞口

伝之時節、一向被不申／子細也、相傳之撰兩帖自筆判形已下在之、為

〔二九一〕後代記之、実專得業（花押）

〔二九二〕表白

恭敬白ノ、周遍法界摩訶毘盧舍那因円果滿盧舍／那界、会一代教主积

迦善逝九品能化弥陀種覚／法界縁起權實聖教仁王般若甚深妙典、普賢／

文殊・觀音・勢至等ノ菩提薩埵迦善現身、子阿難等賢聖衆僧、惣ノ

ハ佛眼一所照微塵刹土、現不現前／三宝境界而言、方今南部州扶桑朝

師寺諸／大德、擢靈神三所之廟庭、展講經一座之梵莊コトア

（89） 薬師寺所蔵「休岡八幡宮遷宮記録」について（上）（及川）

リ、／其旨趣何者、夫和光同塵之秋月権化雖異因縁、／果滿之春華、実智潛通、暫秘内証於佛界、仮示外現於神道者歟、伏惟、八幡大菩薩者百世天皇ノ之祖宗、一切衆生之父母也、自八正道而雖施应用、^{モスト}ヲソナヘテ備ノ十号位、而不動法性、為扶王室之政化、近都城而垂跡、^{セイクワラ}テメランカ為護如來之教法、隣精舍而下居、顎月顯日之徳、普天之下誰人カ不戴其光、為雲為雨之惠率土之内、何処不爾、不受其潤、爰悉知証明ノルイタカチ。

永正第十一曆遂造當於旧殿大呂^{リヨ}八之天、勸神幸於神祠、自爾以來庶務ノ怠忙^{シヨウ}未致報賽、居諸荏再既經多歲、然間當大永五年乙酉撰仲冬之良辰、開仁王ノ講肆於瑞籬^{セイエ}之辺、捧般若ノ法味於松燭之砌、納受在暗心無疑、若爾者蓮宮風靜香花之備無絕^{クコリクシ}、^{サヤカニシテ}蘋蘩之礼不怠^{オダラサ}懈旨趣、雖繁啓白詞短三宝諸天、

次教化 次神分 次祝願 次誦誦 次咒願^{堂達取諷誦文充願歟、後置机}

次勸請 次仁王經尺 次祈句 次詔句

捧講經之惠葉^ヲ賛^{カサリ奉ル}尊神之威光、抑吾大菩薩者ノ内証位高、本是等覺妙覺之大士外用跡近能導難化難度之衆生、上安國家、下利人庶^{シテ}惣^{ハニシク}有佛法護持之誓、別^{ノハ}中宗潛衛之約^{キヨリ}、神德臻^{アツバ}高迷盧之峰、還位地弘願極深蒼海之水剩似^{タクシ}露然則懸志於冥鑑者、自神道皈佛道、方使^{ハスミラ}運歩於社壇者、自穢土詣淨土初門也、潛王雖遍^{ハス}國玉、化緣專厚吾寺者歟、爰今經者七佛同說之法ノ要、諸部般若之結經也、^{ハス}八品雖成部広^{タク}括三十年之肝心、兩軸雖滿卷^{ヨラフム}通納十六会之精微、而今堀淨^ヲ俗諺真文、展講席讚奧義^ヲ、分階級於五忍、則菩薩行位無所漏、詮妙利於二諦、又迷悟根源ノ莫不顯、足以天帝講百座、^{ハス}却頂主之軍、普明聞八偈、免斑足之害、五力菩薩ノ加衛、^エ百部鬼神擁護、冥應既揭焉^エ、神感寧唐捐手觀^{ミレ}、夫林木^{ソレ}霜寒^{サムシ}、三世覺母之利鉄不可求外、池水冰結、四智心ノ品之藻鏡云而可觀以景^{ミツケイ}。

色自然、御願成就者乎、若爾者神威倍新^{ニゾ}、和光久照六合之間、法力^ノ弥盛^{ニゾ}、惠燈遙統^{ルカニカシ}、三会之初化功帰本^{カニ}、故滿寺諸^ノ德壽域^{イキ}、福庭之榮^ヲ為本、成内外万端之悉地^ヲ、修學讚仰之勤^ヲ、^{モスト}トミテサン^ノ現當一世之所願^ヲ、^テ重歟、國家靜謐、寺社再興、衆生法界、平等利益、^{作也}仍今度モ此本ヲ被用畢^ハ敬白^モ請諷誦事^ヲ

三宝衆僧御布施

夫惟^{モニミレ}者當社權現者、一天守護ノ尊神、法相擁護之神明也、和光利物方便、濟度利生誓約、尤超過余者哉、^ノ倩尋本地者、異說雖遍^{ハナリ}、安養界教主、弥陀如來垂跡也、凡夫引攝悲願、攝取不捨巨益、勝利難思也、誰不皈依耶、而今大菩薩者、人皇卅代欽明天皇御宇、^{ニシニ}顯豐前國宇佐郡、為王城鎮護、影向行教和尚三衣袖、自宇佐宮來臨時、於此岡垂休息儀給、可知此所者、冥衆影向聖跡而更非凡夫領知之分、仍其跡立塔婆奉崇敬者也、何咒字佐宮春花者、移苟於安樂界風、花園岡秋月者、照光於医王靈場、本跡方便感涙難捍者也、超世別願尤足皈敬、就中寛平年中重勸請大菩薩於此岡、奉仰吾寺鎮守、從爾以來每迎卅余廻之星霜、新企^{クタチ}土木之功、遂^{ハシタ}遣替儀式廻也、而造畢以後任先規可述供養儀式^{ニシニ}、^ハ世依為澆季、逆亂及數度剋、剩凶徒亂入寺中、僧坊以下令放火間、僧徒止住難調故、遷宮供養及遲退、悲歎何事如之哉、爰大衆群儀、供養道議退條、神慮難測故、^ハ克^ハミテ内外懸志、企伶人舞樂之大儀、致讚佛講經供養處也、若爾^{ハシタ}而造畢以後自送居諸供養之道儀于今遲怠、神襟有恐、依之勵内外懸力、^{モト}企伶人舞樂之大儀、致讚佛講經供養處也、若爾^{ハシタ}者神威倍^{マス}明、利生^{ヨシ}弥^ア円、和光^ハ日月俱久^{ニク}、^{コンシヤクハ}跡與天地共長^{ナラ}、^{ハシタ}冀^{コロヨリ}大菩薩增威光於此所、堂舍僧宇基固、^{モト}遥繞龍華三會晚、惣者一天泰平、四海安全、風雨順時、穀稼豐饒、伽藍繁昌、興隆佛法、令法久住、利益^{ハシタ}無邊、鄉內安穩、諸人快樂、魔障遠離、凶徒退散、諸德大衆各

願成弁、乃至法界平等拔済、所修諷誦／如件、

天文廿三年庚十一月一日

大永五年乙十一月廿日

諸德大衆各々敬白〔付〕敬白マテ」

此諷誦者當寺十輪院長懷僧都之作也、為未來記置者也、

一蓮事之詞

夫禪林風和ニシテ松花色増、定水波靜ニシテ椿葉ノ陰ヲ浮フ、／佛法
繁昌ノ勝地ナレハ、讚仰ノ法燈ヲ吾寺ニカ、ヤカシ、明神／權護靈幡
ナレハ、和光利物ノ惠メクミ余寺、余社ニ勝レマシマス、誠／函蓋相應之

砌リトコソ存候へ、面々如何思召候ヤラン、

(二四二) 如仰朝ニ神前ニ詣シテ法味ヲサ、ケ、暮イウヘニ深窓シシソクニ入テ遊宴ヲ事／ト

ス、真俗ノ周備不如之存候、面々如何思召候ヤラン、

カ、ル日出度砌ニハ、諸木枝ヲナラサスト申候、中ニモ松ハ君シノ／

徳ヲ見スルト申候工ハ、松ヲ御幸覲候へカシト存候、

梅檀〔付〕ハ二葉ヨリカウハシク、貞松ハ二葉ヨリ君子ノ徳ヲ見ストカヤ、

千丈雪ヲ凌〔付〕テ○嵇康カ姿ニ譬タリ、寒庭ノ／松ニ声アレハ、松風

樂カトウタカワレ、怙射山松風ハ〇万歳樂ヲヤシラ／フラン〇嶺ノ木

梢ノ松風ハ〇斜琴ヲ引クトカヤ〇深山ノ雪ノ朝ニモ〇松ハ常盤

色ヲ増ス〇千年ノ翠ヲナシ〇万歳ノ齡ヲ持ツ／コト〇松ニ過タル

事ハナシ〔付〕第一人

第三第四ノ絃ノ声ハ冷々タリ〇三呼万歳ノ声ヲナス〇玄冬素／雪ノ寒

キニモ〇松ハ緑ノ色ヲナス〇松ノ枝ニハ鶴巣クヰ〇嚴ノ上ニハ龜

アソブ〇松花千年ノ色フカク〇椿葉八／千代ノ友モアリ、千代マテモ

〇松風夜ノ鶴トカヤ〇聖代明時ニマイヌレハ〇蓬壺ノ雲モカスシケ
シ〇日出カリ／ケル今ノ御代ナレヤ〔付〕シカ／＼玉蘆・珠蘆・

等・ヒワ／方声ニ琴、葉玉・念珠ニ至マテ、糸ナクシテワ如何セん、
是ヨリ／絲ヨリノ兒ヲ出テ可然歟、ウタヰモノアルヘシ、声言、

一四ヶ之法用之時者散花ニ行道無之、又居テ錫杖ヲスレハ供養／文アリ、
立テスレハ振ステトテ供養文ナシ、三宝迄ナリ、

一樂屋之花十二瓶、地盤一尺、水引者ナシ、ハシハミニ水引ノエラ五束、
葉杖八本・乱拍子・糸ヨリ・ワク已下ノ花、代物三貫文ニテ被／訛

畢、樂屋御花不足ナル間、伶人方訴訟申間、三百文又下行了、／本之

風流已下ハ無之、花ヲ一向不作シテ、代物ニテ／伶人方ヘ百文ツ、ニ

テ一貫二百文下行アリタル跡モ／アリト兵庫方被申了、是者略儀也、

為莊嚴間必／造花可有沙汰事也ト懸、堅評定致今度者造花也、向／後

も如此可在之事也、

一時ノ少学頭養德院長胤祥觀房、今度之供養之次第／後十一月十九日二
彼坊ニテ惣会合在之、一一二日記沙汰畢、／料足都合百九十七貫文歟、

此外米下行在之、

但此内五十五貫文余者奉行衆方処々之修理料也、

一条内反錢之事、造宮・遷宮ハ共前後合三ヶ年ツ、也、今度者百文ツ、

被懸畢、
〔付〕披露申セト候ハ、夫吾寺者佛法繁昌ノ靈場也、□内／二明之讚仰

也、一人万葉之帰仰尤深、文武百／官之崇敬超余者哉、事之濫觴

也、頭密練行之薰蒸床穩矣、夫当社權／現者一天無双之明神

也、一人万葉之帰仰尤深、文武百／官之崇敬超余者哉、事之濫觴

也、一人万葉之帰仰尤深、文武百／官之崇敬超余者哉、事之濫觴

也、一人万葉之帰仰尤深、文武百／官之崇敬超余者哉、事之濫觴

也、一人万葉之帰仰尤深、文武百／官之崇敬超余者哉、事之濫觴

也、一人万葉之帰仰尤深、文武百／官之崇敬超余者哉、事之濫觴

此披露之詞者、

康正之遷宮之時、興福寺清淨院光胤專信房僧都

／被草之畢云々、

諸本ヲ集、連々書之間、前後不次第事共多之、然而存スル／分記之了、

大永五年酉十二月十五日養勝院經円大法師

實專房得業（花押）

一伶人之道具已下借用之間、別會之五師へ樽二荷・兩種持參、使節経円、

十二月十九日、

一法服別会へ被申処、寺門不出と被申被不出候間、私ニ長忍房劬労アリ

テ被借問、／彼方へも樽二荷・兩種持參、使節経円、同日、

一并大衆丑寅ノ角ヨリ出仕アラハ、僕儀東ノハシニ立テ可有／沙汰、戌

亥ノ角ヨリ出仕アラハ、如今度ノ西ノハシニテ可有沙汰、今度ハ／丑

寅角ヨリ出テ、西ノハシニテ僕儀アレハ、末工サカリテ沙汰／アルヤ

ウニテ、事外見ニクキ由後日ニ南都衆被申畢、／於更後者可有其意得、

東方ニテ僕儀アラハ、中綱モ樓門ノ前ヘ辰巳ノ角ヨリスクニ出ラレ

ハ可然旨沙汰也、夕、前ノハサヤウニアル歟、

一朝座出仕辰貞定也、然共今度共庭前之儀不調間、自然／トシテ遲參也、

宜題目也、裏頭其外聽聞衆已下早レハ難調也、故実可有事也、

一役当可有沙汰事大事也、兼日内々故実衆談合アリ／テ可被指也、重而

指替事有之者、則躰も背本意候、／又後ニ被指人も隙アリテ不被沙汰、

殊惣奉行衆ナト指事／一大事也、於真俗故実之躰尤可然、

一反錢收納事、指沙汰七人有收納、本ハ反米之納所之沙汰也、／不沙汰

被申子細共多之間、為寺家別沙汰人指收納アル／者也、於反米之納所

二者一人トシテモ沙汰人之内ニ不可指旨／一決也、合点ニテ指之、

一沙汰人衆事、 経円 英乗 長基 乘盛 了胤 已上七人

長基

乘盛

英

乗

了

胤

已

上

七

人

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

滿之春華、實智潛通、暫秘內証於佛界、仮示外現於神道者歟、伏
惟八幡大菩薩者百世天王之祖宗、一切衆生之父母也、自八正道而雖
施／応用、備十号位而不動法性為扶、王室之政治、近都城而垂跡、
為護如來之教法、隣精舍而下居、頭日顯日之德、普天之下誰人不
戴、其光為雲、為雨之惠、率土之内何處不受其潤、爰大文第十/
五曆而遂造替於旧殿、大呂十九之天、勸神幸於新祠、自爾以來
庶務急忙未致報賽、居諸莊再既經多歲、然聞當天文廿三年甲寅
十一月某名(二十日)廿二日撰仲冬之良辰、開仁王講肆於瑞籬之
黃鐘、乃法味於松壠之砌、納受在暗感心無疑、若爾者蓮宮風靜、香花之備無
絶、墓祠露鮮、蘋蘩之札不懈、旨趣雖繁啓白詞短三寶諸
天悉知証明、

次神分 祈願 次諷誦 次教化

次堂達立取諷誦文咒願歟、 咒願句誦之念珠入スル四□テ之ヲ、諷誦文ヲ
以テ正面ニ向テ諷誦文ヲ披キアラマシ、ノ□ワタシ卷テ金ト歟、則金三打
諷誦文ヲ懷中メ、堂達／本座ニ帰、束紙ヲノ以承仕導師之前ニ令置、

次 劝請 々々畢、 読師上下巻題号誦之、仁王経也、

次 仁王経之尺 導師読之、 経尺畢、 経尺略之不書、

次 経尺畢、 結句誦之、

捧講経之惠葉、 賢尊神之威光、抑吾大菩薩者、内証位高、本是
等覺妙覚之大士外用跡近、能導難化難度之衆生、上安國家、下利人庶、
人庶、惣有佛法護持之誓、別在中宗潛衛之約、神德臻高迷盧
之峰、還位地、弘願極深、蒼海之水剩似露、然則懸志冥鑑者、
自神道皈佛教方便、運步於社壇者、自穢土詣淨土初門也、潛生雖遍
國土、化緣專厚、吾守者歟、爰今經者七佛同説之法要、諸部般若之結
經也、八品雖成一部廣括三十一年之肝心、兩軸雖滿卷、通納十六会之精
微、而今一卷淨侶誦真文、展講贍讀奧義、分階級於五忍、則菩薩行

位無所漏、詮妙理於二諦、又迷悟根源莫不顯、是以天帝講
百座、却頂生之軍、普明聞八偈、免斑足之害、五力菩薩ノ加衛、百部
鬼神ノ擁護、冥應既揭焉、神感寧唐捐乎、觀夫林木霜寒、三世
覓母之利鉤不可求外、池水、水結四智心品之藻鏡云、而可觀以景色
自然、知御願成就者乎、若爾者神威倍新和光久照六合之間、法
力弥盛、惠燈遙統、三会之初化功帰本、故滿寺諸德壽拭福庭之
榮為本、成内外萬端之悉地、修學讚仰之勤為源、滿天子現、當二世之所
願、重見、國家靜謐、寺社再興、衆生法界、平等利益、

金三打、

次六種廻向、
三宝衆僧御布施

敬白 請諷誦事、

夫惟者當社權現者、一天守護尊神、法相擁護之神明也、和
光利物方便、濟度利生誓約、尤超過余者哉、倩尋本地者、異說雖
遍、安養界教王弥陀如來、垂跡也、凡夫引摺悲願、攝取不捨巨益
勝利難思也、誰不皈依耶、而今大菩薩者人皇卅代欽明天皇御
宇顯豐前国宇佐郡、為王城鎮護、影向行教和尚三衣袖、自宇佐宮
來臨時、於此岡垂休息、可知此所者冥衆影向聖跡而更非凡夫
領知之分、仍其跡立塔婆奉崇敬者也、何□宇佐宮春花者移於安
養界風花蘭岡秋月者、昭光於医王靈場、本跡方便感淚難抑者也、
超世別願尤足、皈敬、就中、寛平年中重勸請大菩薩於此岡、奉仰吾
寺鎮守、從爾以來毎迎卅余廻之星霜、新企土木之功、遂
造替儀式處也、而造畢以後自送居、諸供養之道儀于今遲怠、神
襟有恐、依之励、内外懇力、調伶人、舞樂大儀、致讚佛講經供
養處也、若爾者、神威倍明、利生弘法、和光与日月俱久、
蹕與天地共長、冀大菩薩增威光、於此所、堂舍、僧宇

モトイカタウンテニツカン 龍華三会曉、惣者、一天泰平、四海安全、風雨順
基 固 遙統 穩、諸人快樂、魔障逮離、凶徒退散、諸德、大衆各願成弁、乃至法界平
等拔濟、仍所修、諷誦如件、

天文廿三年十一月廿三日

諸德大衆各々白

平等利益
及以法界
各願圓滿
三才發願
滿寺諸德

六
四

衆生无边煩惱
法門々々々無上菩提々々々

依御諷誦威力故信心諸德為御願圓滿、

尺迦牟尼佛名丁 阿弥佛名丁 仁王妙典丁

佛名

南無煥命頂礼諷誦威力 滿寺諸德各願成就

三下浮磬印^{ヲテソ}、十方大聖^{ヲハ}奉驚^{ケル}、一心御諷誦、依故^{カニ}_(セオノ)一結諸大德、祈

誓、善願神明感應垂給イ、一天命／成就可給者也ケリ、謹奉祈一打

作法如^ニ堂達、^テ當達^ヲ譜文^ヲ取^リ、^ア冗題^ヲ前^ニ達行^テ冗題^ヲ、^ア其後^ニ達行^テ二帰^ヲ。

次至心鶴請尺迦尊等 次經題云「方丈」 次經尺迦向
已下如常 訓誦物今度無之、不審ノ題目也、如何樣落度歟、胆重而人々可尋、

一導師并諸役者法事之次第ヲ書テ、可有懷中、不可有失念。

一棟別之事者中綱ヲ除テ外悉出了、但ヤマメ（承仕）アマナトハ半公事、／承

仕・中間・御コ・ネキ・招提寺堂家・坊ノセウチ、此等ハ同公事／沙
太了、

一地下ヨリ棟別錢廿九貫三百文公文方へ上之、公文取立テ寺へ被出之畢、二百五十文宛出之數

(二三) 床、大乘院殿へ被申四枚アリ、門跡不出之物牙也、然共先年も預候

許可間、其題目ヲ以被申入了、并八幡宮御簾九間、此別当ノ御役也、

仍同被申入、然共今度本状三間迄御沙汰、脇六間者寺ヨリ先伶人辻子

之/床モ今度者御許可無之、依有申事御簾七百五十ツ、ニテ沙汰之

儀ニ託、三日之内出了、然間代物事此無謂題目也、ハシメワ四百ツ、

ニテアソラヘラレ畢、後ニハ七百五十文ツ、□ミスワ神主拌領也、

一蓋幡二具法隆寺脇坊ニテ被借了、彼寺之寺物也、老僧衆ノマ、ナル

義、私ニ可被借也、然共延引メ廿二日ニ沙汰アル間、彼寺ニ被入間、

不借、當寺ノニテ事ナシ畢、

一法服十具余・同袈裟法隆寺へ書状を被遣借用アリ、皆具之通被申、九月十一日次被遣、

坊ヘ副狀陽光院、西蘭院ヘソヘ状中殿、近廻ヲ被遣了、

一反錢沙汰人十二人、九月十二日於八講之砌、以合点被定畢、三蓋之

内以器用被指了、伶人、辻子、達人下向、合三千疋被下畢

一拍子合、於地藏院・法性院・陽德院諸次第第一悉沙汰候了、

一葉杖少人九人、催少人ハ大方具足扇持半切袖著付キ大口・板、上ケマキ悉床凡シヤウ木ニコシヲカクル、

時者上卷無之云々、今度者付了、葉杖八人者具足ノトワソテヲ付、

花杖・苅帽子上ニテカラム・大口・タヒ、悉シヤウ木ニコシヲカクル、

一伶人方祿物日記、ナラヨリ神主以被下了、寅十一月一日、

十貫文 今度ハ此懸物無之、蘇香馬已上合拾三貫五百文、前日二下行畢云々、

壹貫文 延年方 二貫五百文 終舞

壹貫五百文ツ、三人 童舞 合四貫五百文

樂人方ヨリ如此被申共、今度者十人、シヤウコ二人無之、

十二人名々三百文宛、ノフキ物也、合三貫六百文今度者三貫文也、

童舞方道具事、

太刀伶人方二振 鞠鼓 一ツ 法隆寺 錄一本伶人方

三鼓一ツ 法隆寺 テンクワン三ツ 法隆寺 斗トモト斗 法隆寺六スチ

一カサシノ花、一人別三ツ、合九、寺ヨリスル、少サクウツクシク沙汰

アリ、

一太鼓 一面今度者一面、金堂也、正鼓二面同、舞樂同大鼓ノ火炎者般若寺ニテ借用、

一就遷宮之儀為見物鞍懸付立、修学者衆徒ト依申事有、十二日之法事

延引了、経円・英乗・長胤両三人トノ正面分ニ可有沙汰旨、種々雖

申ノ事□、終ニ無承引衆徒方無之間無力捨了、然処ニ郡山越中殿、

南都尺迦院、筒井之内八条殿之舍弟助三郎殿ト云人之中人ニテ無事

二成了、是ニ趣者、正面分南北者於社頭御公事神主殿被出取之、修

学者方ヨリハ龍眼院尊胤・十輪院英繁二人、衆徒方ヨリハ喜多院乘

範・中実祐両人ノ神前ニテ公事ヲ取、南方修学者、北方衆徒、如此

治定了、於行末も如比ナルヘキナリ、但前ヨリノ申事更色サラニも無間、

中人両三人ノ中ヘクラ懸二キヤク可被申間被借了、然共衆徒方之衆

ノ事ハ不及申、当所地下ノ物ヲモ不可被上、一向中人衆迄上見物可

有之旨治定了、則中人衆一カウ在之、各判沙汰了、今度迄ノ事也、

一當日ニ於法性院和目ノ会合在之、珍重之題目也、

一西院ヨリクラカケ一丁寺ヨリ被立可給由望被申、先規無之題目ナル

間、寺ヨリ被立事不可有之、見ツクロワレテタマワルヘキ旨被申、返事ニ

ハ、貴寺之為用意申間、出仕被成可有御見物旨、ウツクシク返事被

申畢、御廊南ノハシ一間ニ招提衆見物被出了、兩三日同事也、先

年者瓶風ヲ被引、今度ハ瓶風テンハ不見間、可被置由被申間、瓶風

無之□ナル間東方ニナリ共瓶風ヲ引テ可然者也、於行末者瓶風寺ヨ

リ被引可然者歟、

一 南御廊北ハシ一間ハ公文ノ座敷ナル問、ウシロニモ／堂方出仕、先規無之間、一間トヲリニハ不可叶由／被申間、於一間ニ者今度堂家出仕無之、

一 楽屋之花、東方マクヨリソトニ、タナヲ三四尺程ニ／竹タナヲシテ、六瓶ツ、立了、地盤一尺、／花相寸ノ被作畢、然共伶人花ヲカシキヨシ申、／コウソヲ四百ウタル、歟、当座ニ兎角申間無力、／如此下行アリ、一向不謂題目也、於向後者可得意題／目也、【前筆】「前ヨリ能々申立ヘキ事也」

一 伶人裝束法隆寺ニテ借用アリ、伶人侍フ／ヤトイテ、道具更ニクタサレ畢、路錢五百文ト申間、／其通下行也、新來石ト云物也、返時モノ

付行道具イロメ渡了、／兩度ニ五百文ノ札ナリ、一大太鼓一面、火炎ヲ般若寺ニテ借用、口入／當寺常光院、太鼓者金堂ノ時太鼓ナリ、／別ニマンマクヲヒク、

一 舞台ハ黒木ニテ柱又キヲシテ、ランカン／ヲハ竹ニテ沙汰之、上ニハトコ三キヤクシキ畢、／地布者無之、

一 庭ハ八幡八流南北二四流、サヲ六本大竹ニテ立了、幡者招提寺ニテ借用、幡少サクテ見ハナシ、

一 居箱・香蕙箱近ラ、招提寺ニテ借用、経円私二年預ニ借了、如意并柄香口者新禪院西坊ニテ借用、如意者白毫寺ニアリト云々、經円私ニ借之、

一 草座者二、大乘院殿ニテ借用、少学頭ヨリ被申了、

一 導師之四方コシハ尺迦院劬勞、掌司劬勞、

讀師之チリトリコシハ燕明坊之劬勞借、然共自西院ヨリ被申、替ヤウヲ乗、

コシカキノ力者二人、燕明坊ヨリ方々聖ヲ／下給ル、當日ニ早々下間、飯酒在之、同夕部上洛／スル間五十文ツ、下行畢、於行末者講読共二

／チリトリナルヘシ、今度者相返之事アリテ導師／四方輿ニノリ畢、

出仕ニハ金堂之東戸ノ口マテ／乗、金堂ニテ集会ス、金堂ヨリ色衆ハ前ヘ／出仕、講読者アトニ金堂之前ヨリコシニ乗ル、／導師者前、讀師者アトナリ、松童ノ前ニテ／兩人共ニヲリ畢、從僧者御廊之末、大童子／樓門之東方脇ニ居、水カメヲ持、カサ袋／已下者無之、西院方ノ從僧者南ノ角ノ柱ニ西向居、

一 退出候時者松童子之前ヨリコシニ乗、兩人／内之導師者金堂ノ御前ヲスクニ講堂ノ東／方へ通ル、讀師者脇門ヨリ西へ乗テ退出也、タル／アマタアリ、

一 宿ケイコ、朝座之時者無之、先規歟、夕部延年／出仕之時分ヨリハ北鳥居ハシヨリ北へ南方ニ／立、具足廿九人、其外金フチ・大ヒツキシナル／アマタアリ、

一 能之時、兩日共ケキコ物共、御廊之前ヲ南ヨリ／北方へ通ル分、已上五十八人、具足廿九人、其外悉／少袖キタル物共也、希子又ノコキタル物者一人モ無之、

一 御廊之前ヲ宿等通ル事、田舎仕立ナト申／事ニテアリケナレトモ、今度も通り畢、此ノ前／ト今度トハ兩度通り畢、其ノ前ハトヲラス、我等／分明ニ覺ヘ畢、惣シテ当年迄御造宮ニ三度相／畢、宮遷ニモ三度相畢、初度者十三歳ニテ／乱拍子ヲ舞了、第二度目者卅六歳ニテ遊僧ヲ／舞了、今度者七十五歳ニテ遊僧舞畢、此外ハ／今度者初日朝座導師沙汰了、同僉義・声明／、朗詠已下助音沙汰之、

一 声明衆者、當寺養光院之住了秀深宗房得業／、龍眼院之住了胤宗琳房得業／、唐院賴當実順房得業、他所之衆無之、

一 鼓打、地藏院之中間新三郎當寺衆、法性院中間／少一當寺衆、他所之物無之、烏帽子・上下也、引敷ヒツシキヲシク、／白拍子之時一人ハ徒白拍子打之、亂拍子・糸縫ニハ無之、三十疋宛兩人ニ下行有之、

一ヤスマクワ寺ヨリ沙汰了、赤飯・雜二・サキヲキ台・クキヤウ、卅
講之下蘆分出仕之処ヲ、南方ニシ(鹿垣)、カキヲカコイ、瓶風ヲ引カマエ
ヲシテ、五人三人ツ、立テ一献在之、又私ニ被持人モアリ、然間所々
ニテ一献アリ、興福寺衆・東大寺衆、又法隆寺衆(表頭)在之、同所ニテ
一献在之、兩日共ニ一献寺ヨリ用意、公文沙汰之、衆徒衆も同ノ一
衆都モ上乗衆ハ御廊へ出仕也、衆徒中蘆・下蘆衆者中門ニ立、
ツリカ、リハ四ノ角ニタク、四百文、大悲山ソリ木ヲコナタニテヨ
クホシ、ヲヘ松ヲソヘタク (其外床)ノハシニニアリアケラ立ル、
御廊ニモアリアケラ立、アナコナタニ油火ヲトホセラ
御廊之ヤネ工雜人堅ク禁レテ可然歟アリ、一大事之事也、
舞台者少泉ニテ借用、禪識房口入、三枚広者二間ノカ、リ、
一火カコ四、此内二者筒井殿ノヲ八条殿之劬勞ニテ借用也、一ハノ寺者
寺物也、一者矢田殿ニテ借用、藤若殿口入
延年ノ夜、ス、キ火、萩火、花火共アリ、車火・立シンナトハシン
シヤクアルヘキ題目也ト云々、
一法隆寺へ依無心候儀被申、指樽五荷砂糖 サタウマンチ五十台、□□十本、蜜
柑二百、樽酒者彼寺ニテ用意、中越前公之調法也、使節ニハ深宗房
五師、案内者ニハ中越前公兩人被出了、脇坊へ三百文西蘭院へニ三
百文持參、年会五師之許へ被出了、ムシサウメン已下一献アリ云々、
延年之夜モアカル日ノ両日共ニマエヨリ人ヲ用意メ、床ノマワリ庭
ナト能ハカセラルヘシ、クレク無失ノ念可有覺悟事也、今度者経円
私ニ堅申付ハカセ了、
一床ノ下四方ニ板ヲ可置事也、其板ノ上ヲ夫催、又ノ兒催・葉杖皆此上
ヲマワルナリ、床ノ上ヲマワル事無之、惣奉行取不入ノ今度者延ヲ
敷テ見苦敷事也、

一弁大衆七人、大口、具足、袖ヲ付、作大刀、常ナキナタヲハリテ上ニヤ
キハラツケテモ、ツ可給時、トヒラクニシトノ 薬コウトノ 行忍房
(三) 備前公 性乗房 行然房 阿弥陀院 喜多院
大永五年五月廿日八幡宮宮遷在之、其時ノ日記ヲ以テ今度諸下
行支配在之、更以所背無之、今度之趣荒増記之、於向後も此日
記面ニテ可有ノ支配者也、養勝院経田權大僧都法印(花押) 七十六
(三) 天文廿三年甲寅十二月 日
一若音師範之事者、興福寺遊僧衆之内ヨリ一国之師範之在存知間可預
御札由、先年大永五年十一月廿日延年ノ沙汰時も雖及被申事ニ、
於寺家無終承引間、筒井殿順公ヨリ有証跡か之由被仰間、証文共被
出中ニ、ナラ宗円房手跡之内云、明応元年六月廿四日於藥師寺東院
集会始而在之、仍兼而点日限ノ被申送之間、弔心寺命為師範罷下者也、
延年之次第ノ被相尋之間、存分依申大綱致治定者歟順公被仰事ニ此奥書ノ様者
薬師寺之延年之師範奈良ヨリ存知トハ不聞間、宗賢被被申ノ事其謂
トノ被仰事ニテ申事止畢、又今度も被申(後闕)
(表紙裏) 右此一卷者、当寺八幡宮御遷宮ノ記而、為後世之模範也、以今之
表可鑑古之盛、豈不痛哉、然ノ思古之人希而、古記次第紛乱ノ不
忍見之、聊加校合畢、
延享二年
春三月望後

地藏院基範

(終)